

知財を活用した資金調達

松 本 浩 一 郎*

抄 録 知財を活用した資金調達については、従来から知財担保融資を中心に検討・実施されていたが、評価や処分が困難であることから広がりを見せていた。しかし、最近では新たに国内外で外部評価業者を使った知財担保融資への取り組みが出てきているほか、担保ではなく、知財を活用した事業のキャッシュフローに着目した事業評価性融資の動きが出てきている。また、知財売却についても、海外において大型の取引が相次いだほか、国内においても主に事業撤退に伴い知財売却が見られるようになってきており、自己実施やライセンスに加えて、売却による投資資金の回収という資金調達手段も徐々に活用されるようになってきている。

目 次

1. はじめに
2. 知財担保融資
 2. 1 これまでの状況
 2. 2 日本政策投資銀行の取り組み
 2. 3 エアウィーヴ案件
 2. 4 豊和銀行の取り組み
 2. 5 中国の取り組み
 2. 6 シンガポールの取り組み
 2. 7 知財担保融資の今後
3. 事業性評価融資
 3. 1 概 要
 3. 2 千葉銀行の取り組み
 3. 3 山口銀行の取り組み
 3. 4 千葉興業銀行の取り組み
 3. 5 商工中金の取り組み
 3. 6 知財ビジネス評価書
 3. 7 事業性評価融資の今後
4. 知的財産の売却
 4. 1 売却による資金調達
 4. 2 海外における特許売買取引
 4. 3 日本における特許売買取引
5. おわりに

1. はじめに

「知財を活用した資金調達」と言った場合、

もっぱら問題となるのは、不動産等の担保資産を持たない中小・ベンチャー企業である。こうした企業に対しては、以前から知財を担保にした融資が政策的に実行されていたが、融資審査時においては評価が困難であること、担保処分時においては換金性が乏しいことが相まって、なかなか広がりが見られなかった。

ところが、最近になって地方銀行が知財の評価を外部業者に委託し、それに基づいて融資をする動きが出てきている。また、特許庁が費用を負担して外部業者に評価書を作成させ、それを金融機関に提供する事業も行われている。また、海外でもこの分野では多様な試みがなされている。

他方、大企業においては、一般に事業キャッシュフローが十分にあること、知財以外の不動産等の担保資産を有していることから、知財を活用した資金調達が必要となることはほとんどない。

その一方で、過去の研究開発投資の成果である特許権について、未利用のものが急増してお

* 弁理士 GCA FAS株式会社 アドバイザー
Koichiro MATSUMOTO

り、これらへの投資をいかに回収するかが新たな課題となっている。

この点、海外においては、特許ポートフォリオについて高額売買取引がなされており、国内企業が売り手となっている取引事例も散見されるようになってきている。

本稿においては、中小・ベンチャー企業向けの融資に関する最近の取り組み状況を紹介するとともに、知財（特に特許）を多数保有する大企業については、知財売却について国内外の事例を紹介し、売却も選択肢の一つであることを示したい。

2. 知財担保融資

2.1 これまでの状況

「知財を活用した資金調達」といった場合、真っ先に挙げられるのがこの知財担保融資である。知財担保融資は、特に不動産等の担保を保有していないために金融機関から思うように融資を受けられない中小・ベンチャー企業の資金繰り対策という観点から、過去においても幾度となく政策課題として取り上げられてきている。しかしながら、我が国においては、日本政策投資銀行（DBJ）が先行して取り組んできたものの、取扱金融機関および取扱実績は限定的

な状況が続いていた。

この理由として、知財担保融資については、審査時における担保資産の価値評価の困難さと、担保処分時における換金性の乏しさが障害となっていたものと考えられる。

2.2 日本政策投資銀行の取り組み

我が国において、知財担保融資を先行的に実施してきたのは、日本政策投資銀行（DBJ、旧日本開発銀行）である。DBJは、1995年にベンチャー企業支援体系の一つとして「知的財産権担保融資」を制度化している。

担保の対象となる知的財産権については、特に種類は問われていないが、過去の実績を見ると、比較的ソフトウェア著作権を対象としたものが多くみられる。

やや古い数字となるが、本制度による2007年7月までの累計融資実績は、件数で約300件、累計融資額で約180億円¹⁾となっており、2008年3月までの累計融資実績はそれぞれ310件、210億円²⁾となっている。これによると、年間平均取扱件数は20～30件、1件あたりの平均融資額は約60～70百万円と想定される。

2007年以降のDBJの知的財産権担保融資に関する主な取り組み事例は表1の通りである。

表1 DBJの知的財産権担保融資実績

年月	融資先	担保	備考
2007年1月	アッシュコンセプト(有)	動物型輪ゴムに関する意匠権	
2007年3月	(株)赤松工業	優れた吸着力を有する炭化綿に関する特許権	みなど銀行、中国銀行との協調融資
2007年4月	多機能フィルター(株)	土壌保全不織布に関する特許権	私募債に対する保証の付与
2007年6月	(株)テクノツリー	製造業向けパッケージソフトウェアに関する著作権	みなど銀行との協調融資
2007年10月	(株)ロジコム	物流ビジネスモデルに関する特許権	
2015年3月	アッシュコンセプト(株)	主力商品「カオマル」の商標権および金型	

(出所：日本政策投資銀行ニュースリリースから筆者作成)

同行のニュースリリースで見ると、2008年以降の事例は1例のみであり、同行のウェブサイトにおいても知財権担保融資についての紹介は見られず、現時点においては積極的に取り組んでいる様子は見られない。

2.3 エアウィーヴ案件

2012（平成24）年11月9日の中日新聞によると、三菱東京UFJ銀行（BTMU）が、寝具「airweave」（図1）の製造・販売を行っている（株）エアウィーヴ（AW、現・（株）エアウィーヴホールディングス）に対して、その商標権を担保に5億円を融資したとのことである。



（出所：AWウェブサイト）

図1 対象商品「エアウィーヴ」

商標登録第5058282号（商標権者はAW及びA社³⁾）の原簿（図2）によると、当該商標権を含む全29件の商標権のAW持分を対象として2012年9月28日付で債権額5億円、質権者をBTMUとする質権設定登録⁴⁾がなされていた。

質権設定の対象となった登録商標には商品名として使用されている「エアウィーヴ」だけではなく「エアウィーヴァ」「ウイーヴァ」「エアファイバー」「エイリング」「ボディキーパー」など様々なものが含まれており、融資時点でAWが保有していた商標権全件が対象になっていた。

商標登録第5058282号			
丁 区 項			
期許番号(付記)	登 録 事 項		
1番	<p>【質権の設定】(特許)</p> <p>受付年月日 平成24年9月28日 受付番号 015480</p> <p>質権者 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>1. 原因 平成24年9月14日付銀行取引約定書に付随して行われた平成24年9月28日付金銭消費貸借契約、特約及び融資特約に基づく平成24年9月28日付質権設定契約</p> <p>1. 目的たる権利 商標登録 第5049634号 商標登録 第5053328号</p> <p>商標登録 第5052303号 商標登録 第5058282号 商標登録 第5058299号</p> <p>商標登録 第5058303号 商標登録 第5058301号 商標登録 第5058302号</p> <p>商標登録 第5058303号 商標登録 第5062061号 商標登録 第5064081号</p> <p>商標登録 第5447333号 商標登録 第5076999号 商標登録 第5147327号</p> <p>商標登録 第5447333号 商標登録 第5147718号 商標登録 第5178225号</p> <p>商標登録 第5229967号 商標登録 第5229968号 商標登録 第5298869号</p> <p>商標登録 第5352555号 商標登録 第4112689号 商標登録 第4489976号</p> <p>商標登録 第5450753号 商標登録 第5422195号 商標登録 第5479207号</p> <p>商標登録 第5479542号 商標登録 第5479579号 商標登録 第5482258号</p> <p>本簿簿主株式会社エアウィーヴの持分についての質権の設定</p> <p>1. 担保額 金50000000円</p> <p>1. 質権者 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 株式会社エアウィーヴ</p>		
2番	<p>【質権の設定登録の特例】</p> <p>受付年月日 平成26年10月6日 受付番号 014985</p> <p>1. 原因 平成26年9月1日 特許庁特許</p> <p>本簿簿主株式会社エアウィーヴの持分についての順位第1質権者の登録の特例</p>		
(以下余白)			

図2 商標登録原簿第5058282号（抄）

他方、商標権の共有者であるA社の持分については、質権設定登録はなされなかったほか、特許権についても、融資時点でAWが保有していた特許第4966438号「網状構造体製造装置および網状構造体製造方法」（登録日：2012（平成24）年4月6日）について質権設定はなされなかった。

この点は、BTMUが融資審査において、対象商品が一般消費者向けであることから、技術的な差別化（特許権）よりもブランドの認知度（商標権）の方に担保価値を見出していることを示しているものと考えられる。

なお、商標権に対する担保設定の方法としては、本件で用いられた質権設定のほかに譲渡担保がある（表2）。

質権設定の場合、登録免許税として債権額の千分の4が必要となるため、本件であれば5億円の千分の4で200万円となる。他方、譲渡担保の場合、登録免許税は1件3万円となるため、本件であれば29件分で87万円となる。

ただし、譲渡担保の場合には、原簿上の名義人が担保権者（銀行等の債権者）になるため、年金納付手続きから権利侵害への対応まで原則として担保権者が対応することとなる。なお、実務上は、代理人を置くことにより、担保権者が自ら特許庁等に対する手続きを行う必要はなくなる。

表2 質権と譲渡担保

	質権	譲渡担保
登録免許税	債権額の千分の4	商標権1件につき3万件
登録原簿上の名義人	(異動なし)	担保権者に移転

2. 4 豊和銀行の取り組み

豊和銀行は、2011年9月から、外部の評価会社を活用して知的財産権の価値評価を行うことにより、当該知的財産権を担保に評価額の一定割合の範囲内で融資を行う「知的財産担保融資」を実施している(表3)⁵⁾。

表3 知的財産担保融資の概要

融資対象	大分県, 福岡県, 熊本県に本社(主たる営業所)を有する法人・個人事業主	
業種	不問	
評価対象	特許権, 商標権, 実用新案権, 意匠権及び著作権等の知的財産権	
知財評価	外部委託	
指定評価会社	(株)パテント・ファイナンス・コンサルティング	
費用負担	債務者	
評価の種類	スタンダード版	簡易版
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・知財データベース, 類似調査 ・技術や製品の市場性, 競合との比較優位性 ・市場性等を踏まえた価値評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有知財一覧 ・技術や製品の市場性の簡易調査 ・簡易価値評価
評価費用	100万円前後	30万円
評価期間	約3週間	約2週間
融資限度	評価額の50%	評価額の30%
デフォルト時	知財の売却先を指定評価会社が紹介	

(出所: 豊和銀行パンフレット等より筆者作成)

本融資制度では、DBJの知財権担保融資とは異なり、担保となる知的財産の評価を外部の評価会社である(株)パテント・ファイナンス・コンサルティング(PFC)に委託するとともに、評価費用についても債務者負担としている。また、融資額の上限額を評価額の一定割合(50%または30%)という形で連動させており、知財をより積極的に担保資産と見ている。さらに、知財担保融資で最も問題となるデフォルト時の処分については、評価を行ったPFCが担保知財の売却先を紹介する制度となっており、外部評価会社を入口と出口の双方に関与させることにより、一定の規律が保たれる⁶⁾仕組みとなっている。

こうした仕組みにより、2014年4月時点における本制度の実績は、累計融資金額で51億円に達しており、担保となる知財権については、商標権が件数ベースで過半数を占めている(表4)。

表4 知的財産担保融資の実績

融資件数	23件
商標権	14件
特許権	6件
著作権等	3件
融資金額	約51億円

(2014年4月時点)

(出所: 特許庁第3回中小企業・地域知財支援研究会資料2)

2. 5 中国の取り組み

中国では、国家知識産権局(State Intellectual Property Office; SIPO)が、2008年からパイロット・プログラムとして「特許権担保融資」の取り組みを開始している。

特許権担保融資による2013年単年の融資額は前年比80%増の254億円となり、2008年以降の累計では638億円に達し、年率112%の伸びとなっている(表5)⁷⁾。

表5 中国における知的財産権担保融資

(単位：億元)

	2012年単年		2012年末累計	
	担保登録 件数(件)	融資額	担保登録 件数(件)	融資額
専利(特許)権	n/a	141.0	n/a	n/a
商標権	n/a	214.6	1,869	664.6
著作権	146	27.5	n/a	n/a
合計	n/a	383.1	n/a	n/a

(出所：国家知識産権網2013年3月29日)

(単位：億元)

	2013年単年		2013年末累計	
	担保登録 件数(件)	融資額	担保登録 件数(件)	融資額
専利(特許)権	n/a	254.0	n/a	638.0

(出所：国家知識産権網2014年1月7日)

また、SIPOは、特許権担保融資と並行して2012年から中国人民財産保険公司(PICC)と共同で「特許(執行)保険」の取り組みを開始している。2013年には、全国で530社が1,855件の保険に加入し、6,438万元が保護された。この保険は、特許権侵害に関する調査費用と訴訟費用を対象としており、契約者(企業)は保険金額の6~8%の保険料を支払うことにより、特許権侵害訴訟の提起の際または行政機関に対するエンフォースメントの実施の申し込みの際に、関連する調査費用、弁護士費用または訴訟費用が保険会社から支払われるものである⁸⁾。

また、商標権についても、国家工商行政総局が商標権を担保にした融資を活用するよう私営企業にアドバイスする活動に取り組んでいる⁹⁾。

2.6 シンガポールの取り組み

(1) 知財金融スキームの創設

シンガポール知的財産庁(The Intellectual Property Office of Singapore; IPOS)は、2013年3月に「IP HUB MASTER PLAN -Developing Singapore as a Global IP Hub in Asia」

(知的財産ハブマスタープラン—シンガポールをアジアにおけるグローバル知財ハブへ)という政策を公表¹⁰⁾し、国家戦略として知財取引及び知財金融への取り組みを積極的に進めている。

この取り組みの一環として、IPOSは2014年4月に「IP Financing Scheme (知財金融スキーム)」(IPFS)を公表¹¹⁾した(図3)。

IPFSは、特許権担保融資を支援する仕組みであり、シンガポール政府は貸付金額の一部を保証する。IPFSの適用を受けられるのは、シンガポール法人に限られ、担保の対象となるのは、特許権のみである。



図3 シンガポールの知財金融スキーム

IPFSの活用を希望する企業は、1) IPFS参加金融機関(表6)に事前審査を依頼し、2) IPFS指定評価会社(表7)による対象特許権の評価を受け、3) IPFS参加金融機関に正式に融資を申し込む、という手順となっている。

表6 IPFS参加金融機関

DBS Bank Ltd
Oversea-Chinese Banking Corporation
United Overseas Bank Ltd

指定評価会社は、現状では表7の米国人1社およびシンガポール法人2社となっているが、評価会社の指定を受けたい企業は、IPOSに申し込むことが可能である。ただし、申し込みに当たっては所定の要件(表8)が定められている。

表7 IPFS指定評価会社

Conсор Intellectual Asset Management (米国カリフォルニア州)
Deloitte & Touche Financial Advisory Services Pte Ltd (シンガポール)
Duff & Phelps Singapore Pte Ltd (シンガポール)

表8 評価会社に求められる要件

5年以上の特許権評価業務経験
5百万シンガポールドル以上の売上高を有する 企業の知財価値評価業務経験
1百万シンガポールドル以上の価値を有する知 財価値評価業務経験
評価会社自身の年間売上高が1百万シンガポ ールドル以上であること

IPFSによる融資が実行された場合には、評価会社に対して支払った評価費用について、政府から補助金が出ることとなっている。評価費用の概算は表9のとおりであり、補助金の上限は、1) 評価費用の50%、2) 知財評価額の2%、3) 25,000シンガポールドル、のいずれか小さい額となっている¹²⁾。

表9 評価費用の概算

種類	所要時間	金額 (千シンガポール\$)
簡易	n/a	5 - 15
小規模	50時間未満	20 - 25
中規模	50 - 80時間	25 - 40
大規模	80時間以上	40 -

(2) 価値評価ガイドラインの開発

2014年8月、シンガポール政府はIPOSの子会社としてIPバリュラボ (IP ValueLab) を設立すると発表した。

IPバリュラボは、同じく政府機関であるシンガポール会計委員会 (SAC, Singapore Accountancy Commission) と共同して、知財価

値評価ガイドライン、知財価値評価方法論及びベスト・プラクティスの開発を促進するほか、知財価値評価人のトレーニング・カリキュラムを開発するものとされている。

2. 7 知財担保融資の今後

知財担保融資については、一部金融機関において新たな取り組みが始まっているが、評価と処分の困難性という問題ははまだ解決されていない。特に知財担保融資では、担保資産である知財が事業に使われているため、事業価値と担保価値がリンクしており、デフォルト時には担保価値も同時に毀損してしまうという本質的な問題がある。

今後、知財担保融資を広げていくためには、海外にあって一部国家保証を取り入れたり、評価手法を整備して評価の客観性を高めたり、という対応が求められると考える。

3. 事業性評価融資

3. 1 概 要

金融機関が融資の可否を判断する際には、貸し倒れによる損失の発生を避けるために、返済原資 (事業キャッシュフロー) が十分か、という点と、返済が滞った場合に他の回収手段 (担保、保証等) があるか、という点を審査する。

中小・ベンチャー企業の場合、事業キャッシュフローの現実性が不十分であることが多いため、金融機関側は貸倒損失を避けるべく、貸付金額に見合った担保を要求し、担保評価額の範囲内で融資額を決定することとなる。

知財担保融資の場合、もちろん主たる返済原資である事業キャッシュフローも審査されるが、あくまでも担保資産としては、返済が滞った場合に知財が貸倒損失の軽減に寄与するものであるかどうか重要である。そのため、処分が困難でかつ金額も不透明な知財は、デフォル

ト時の損失を軽減する効果が認められず、結果として知財担保融資が広がらない状況となっている。

これに対して、最近出てきたアプローチは、知的財産を、デフォルト時に金融機関の損失をカバーする「担保」としてではなく、返済原資となる事業キャッシュフローを支えるものとして評価（事業性評価）するものである。すなわち、知財として結実している技術力や商品の強みを、事業を支えるもの、ひいては返済原資の確実性を補強するものと捉えて、融資実行の可否を判断するというものである。

金融庁も、2014年9月に公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」¹³⁾において、所管する地域金融機関に対して「様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長性・将来性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくこと」を求めており、地域金融機関においては「事業性評価」をキーワードとして、これにいかに取り組みでいくかが重要な課題と位置付けられている。

3. 2 千葉銀行の取り組み

千葉銀行は、前記の監督・検査基本方針が公表される以前である2014（平成26）年5月から、融資先が保有する特許権を評価して融資を行う「ちばぎん知財活用融資」を開始¹⁴⁾している（表10）。

この制度では、(株)三菱総合研究所の「企業特許レポート」により融資先が保有する特許の経済価値を評価し、財務諸表には表れない技術力や商品の強み等を融資の判断材料に加えている。本制度による融資は、知財担保融資ではなく、原則として無担保での融資となる点に特徴がある。

本制度による第1号案件として、千葉銀行は

表10 「ちばぎん知財活用融資」概要

項目	内容
ご利用対象者	以下の条件を全て満たす法人、個人事業主の方 ・特許を1つ以上保有していること ・(株)三菱総合研究所の企業特許レポートにおける経済価値が1,000万円以上あること ・売上高1億円以上、営業利益及び経常利益がプラス、債務超過でないこと
お使いみち	運転資金
ご融資金額	1,000万円以上
ご融資期間	1年超5年以内 (据置期間1年以内)
ご返済方法	元金均等返済または元利均等返済 ※信用保証協会の保証付の場合は、元金均等返済
ご融資利率	当行所定利率（変動金利）
担保	原則、不要
保証人	法人の場合：原則、代表者 個人の場合：原則、不要 ※必要に応じて、信用保証協会

(出所：千葉銀行ウェブサイト)

2014年6月に各種リサイクル機器の製造・販売を行う三立機械工業(株)に対して1千万円の運転資金を融資している。

3. 3 山口銀行の取り組み

山口銀行は、2015年4月から、山口県信用保証協会と連携し、融資先が保有する特許権を評価して融資を行う「やまぎん知財評価融資制度」の取扱いを開始¹⁵⁾した。

千葉銀行の制度と類似しているが、最大の違いは、山口県信用保証協会の保証を要することである。これにより、本件融資におけるリスクは信用保証協会が負担することになり、千葉銀行の取り組み姿勢と比較して消極的な対応となっている。その他の相違点としては、特許権評価資料として三菱総研のものに加えて特許庁が

実施している「知財ビジネス評価書」も対象となること、特許権の評価額が5百万円以上であること、融資金額の上限が評価額の100%であること、設備資金にも適用があることなどがある。

本制度による第1号案件として、山口銀行は2015年4月に住宅の設計・施工・管理・販売を行う(株)ジオパワーシステムに対して3千万円の運転資金を融資している。

3. 4 千葉興業銀行の取り組み

千葉興業銀行は、2015年6月にPFCと知的財産価値評価分野で業務提携を行ったと発表¹⁶⁾した。

同行は、本業務提携における第1号案件として、2015年11月に千葉機械工業(株)に対して融資を実行したと発表した。当該融資の実行に当たっては、千葉機械工業(株)が製造・販売するフィルム成形機に用いられている特許に関する「知財ビジネス評価書」を融資判断の資料として活用したとしている。

3. 5 商工中金の取り組み

商工中金は、「知財ビジネス評価書」を活用した融資の第1号案件として、2015年1月に日本ケミカル工業(株)に対してビーズクッション製造に必要な資金5千万円を融資したと発表した。日本ケミカル工業(株)は、産業用緩衝材等を製造する発泡スチロール成形メーカーで、ビーズクッション製造に関する特許を取得している。

更に、商工中金は、「知財ビジネス評価書」を活用した融資の第2号案件として、2015年3月に岸和田製鋼(株)に対して総額12億5千万円という大型のシンジケートローンを組成したと発表した。本件は、商工中金がアレンジャーを務め、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、紀陽銀行等が参加したとのことである。

商工中金はいずれの案件においても、「知財ビジネス評価書」の多角的かつ客観的な分析が技術の優位性や事業の将来性等の見極めに大きな効果があったとしている。

3. 6 知財ビジネス評価書

前記でもたびたび言及している「知財ビジネス評価書」は、2014年度から特許庁がその作成を支援しているもの(知財ビジネス評価書作成支援事業)¹⁷⁾である。

支援の仕組みとしては、中小企業への融資を検討している金融機関から本事業の事務局へ評価書作成の申し込みを受け、特許庁が提携する評価会社が当該中小企業の「知財を活用したビジネス全体」を評価し「知財ビジネス評価書」として、金融機関に無償で提供するというものである。

同事業は2015年度にさらに規模を拡大して実施されたところ、2014年度を大きく上回る61もの金融機関から申し込みが殺到し、2015年8月末には早々に予定採択件数に達することとなり、金融機関における関心の高まりが感じられる状況となっている(表11)。

表11 知財ビジネス評価書作成支援事業

	参加金融機関	評価書作成件数	評価会社
2014年度	22	51	5
2015年度	61	150(予算)	8

3. 7 事業性評価融資の今後

事業性評価融資については、金融庁が特に地方銀行に対して積極的に取り組むことを促している¹⁸⁾ことから、金融機関の関心も高く今後も様々な取り組みがなされるものと思われる。

担保や保証によらず、事業キャッシュフローに着目して融資をすることは、今まさに金融機

関に求められていることであるので、知財ビジネス評価書作成支援事業の拡充も含めて、今後の動向に注目していきたい。

4. 知的財産の売却

4.1 売却による資金調達

知財を活用した資金調達という点、知財担保融資や証券化のことを指し、知財そのものを売却して資金化するという手法は一般に想定されていないものと思われる。

しかし、例えば不動産について、それを賃貸して収益を獲得するか、売却して資金化するか、または株式について、保有を継続して配当金を受け取るか、売却して資金化するかということは、通常の経営判断の問題である。それらが事業に用いられていない遊休資産である場合には

特にそうである。

経済のグローバル化が進展するなかで、日本企業が市場シェアを奪われ市場から撤退を余儀なくされる事例が相次いでいる。そうした事業に係る特許権については、いわば宙に浮いた状態になっている。

海外においては、使っていない特許権を売却して配当するよう株主から圧力がかかり、事実そのようにした事例（表12の案件8）もある。

本邦企業においても資産の有効活用の観点から、知的財産の売却を検討する場面が今後増加してくるものと考えられ、以下では最近の特許売買取引の事例を紹介する。

4.2 海外における特許売買取引

(1) 概要

海外においては、2011年ころから大手IT企

表12 特許権等売買事例（海外）

案件	年月	売主	買主	特許等の件数	取引金額
1	2010/4	Palm	HP	858	1,200百万ドル
2	2010/10	Novell	Microsoft	882	450百万ドル
3	2011/3	Kodak	OmniVision	約850	65百万ドル
4	2011/6	Nortel	Rockstar	約6,000	4,500百万ドル
5	2011/7	IBM	Google	1,029	n/a
6	2011/8	Motorola	Google	約24,500	12,500百万ドル
7	2012/3	IBM	Facebook	750	n/a
8	2012/4	AOL	Microsoft	925	1,056百万ドル
9	2012/4	Microsoft	Facebook	650	550百万ドル
10	2012/6	InterDigital	Intel	約1,700	375百万ドル
11	2012/8	Nokia	Vringo	約500	22百万ドル
12	2013/1	Kodak	Apple, Google	約1,100	527百万ドル
13	2013/8	Google	Hon Hai	n/a	n/a
14	2013/9	Nokia	Microsoft	n/a	5,440百万ユーロ
15	2014/1	Rockstar	Spherix	101	60百万ドル
16	2014/1	IBM	Twitter	943	36百万ドル
17	2014/1	HP	Qualcomm	1,408	238百万ドル
18	2014/3	Unwired Planet	Lenovo	n/a	100百万ドル
19	2014/12	Rockstar	RPX	約4,000	900百万ドル

（出所：報道、各社ニュースリリース等から筆者作成）

業を中心とした大型の特許売買案件が相次いだ。背景には、モバイル事業を巡る特許侵害係争が激しくなり一種の「軍拡競争」とも言えるような状況が生じたことがある。

2010年以降の海外企業が売主となっている主な特許売買事例は、表12のとおりであり、以下では主なものについて簡単に解説を付す。

(2) Palm案件：案件1，案件17

携帯情報端末（PDA）の開発・製造・販売を行っていたPalmを巡る案件である。ヒューレット・パカード（HP）はPalm関連特許等の取得を目的に業績不振に陥っていた同社を1,200百万ドルで株式買収した（案件1）。その後、HPの下でもPalmの業績は上向かず、HPはQualcommにPalm関連特許ポートフォリオを238百万ドルで売却した（案件17）。

(3) Nortel案件：案件4，案件19

経営破綻したNortelは、資産処分の一環として特許ポートフォリオ約6千件について入札を実施した。本件入札では、ストーキング・ホース（仮の落札者）としてGoogleが900百万ドルで事前に入札しており、これを上回る買い手が現れない場合にはそのまま落札者になることとなっていた。すでに、スマートフォン市場を巡ってandroid陣営（Google）と激しく争っていたAppleは本件入札のためにコンソーシアム“Rockstar”¹⁹⁾を組成した。入札では両陣営による激しい競争となりGoogleも4,400百万ドルまで入札金額を上げたが、最終的にRockstarが4,500百万ドルで落札者となった。その後、2013年10月、Rockstarは特許侵害でGoogle、Samsungなど7社を訴えていたが、2014年12月に特許ポートフォリオをRPXに900百万ドルで売却（案件19）することとなり、これに伴い前記訴訟も取り下げとなった。

(4) Motorola案件：案件6

前記Nortel特許を落札できなかったGoogleは、そのわずか2か月後に、約24,500件の特許権及び特許出願を含むMotorolaのモバイル事業部門を12,500百万ドルで株式買収した（案件6）。その後、Googleは特許ポートフォリオを自社に残して、Motorola事業をLenovoに2,910百万ドルで売却した。

(5) AOL案件：案件8，案件9

業績不振に陥っていたAOLは、アクティビスト株主であるStarboard Valueから特許を売却して株主価値を向上させるよう圧力を受け、925件の特許権等をMicrosoftに1,056百万ドルで売却（案件8）し、600百万ドルの自社株買いと特別配当によりほぼ全額を株主へ還元した。

また、Microsoftは買い取った特許権等のうち650件を即時にFacebookへ550百万ドルで転売した（案件9）。

(6) Kodak案件：案件12

経営破綻したKodakの資産処分に伴う特許ポートフォリオの入札案件である。前記Nortelの入札が記録的な高額となったことから、本件も注目されていたが、Nortelの特許権入札（案件4）で争ったGoogleとAppleが手を組んだため、Kodakが期待したような高値²⁰⁾とはならなかった。既に両陣営とも十分な特許ポートフォリオを積み上げており、一連の「軍拡競争」は終わりを迎えた。

(7) Nokia案件：案件14

スマートフォンへの移行が遅れて業績不振に陥っていたNokiaの携帯電話事業をMicrosoftが総額5,440百万ユーロで買収し、併せて特許ライセンスを受けた案件である。買収対価の内訳は、携帯電話事業が3,790百万ユーロ、特許ポートフォリオのライセンス料が1,650百万ユーロ

口となっている。

(8) 海外における特許取引の特徴

資金調達という観点から見ると、海外においても不要な特許を積極的に売却するという事例はあまり見られず、業績不振（または破産）に陥った会社がやむを得ず特許を売却するというケースが多い。

また、上記では個別に取り上げなかったが、買主だけではなく売主にもいわゆるNPEが散見されるのが特徴的である。

特許権の流通市場の発展・充実により、市場における価格発見機能が発揮されるためには、事業会社以外の多様な取引参加者が必要であることから、NPEが売り手及び買い手として特許流通市場に流動性を与えている点については、評価すべき点もある。

流動性という観点からは、取引金額が開示される事例が多いことも特筆すべきポイントである。具体的な取引情報1件1件の積み上げにより、市場価格が形成されていくところ、後述の日本企業案件ではほとんどのケースで取引金額が非公表であり、特許流通市場における相場形成の妨げとなっている。

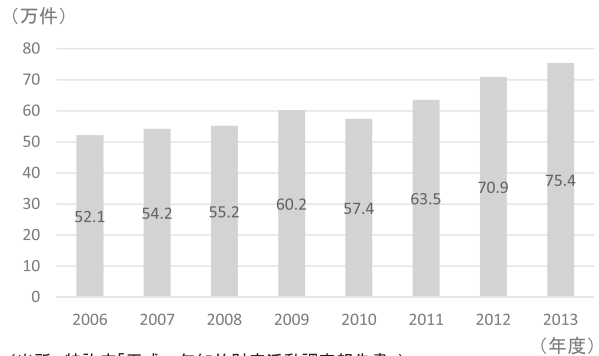
4. 3 日本における特許売買取引

(1) 未利用特許と権利移転の増加

日本においては、フローである特許出願件数は減少傾向に転じて久しいが、ストックである特許保有件数は依然として増加を続けている。特許庁の統計²¹⁾によると2013年度における総件数は157万件余りに達している。

これに伴い、未利用特許の件数（図4）も長期的な増加傾向が続いており、2010年度の57.4万件から3年連続で増加（3年間の年平均増加率は9.5%）し2013年度には75.4万件²²⁾となっている。

特許権は保有しているだけで直接・間接の維



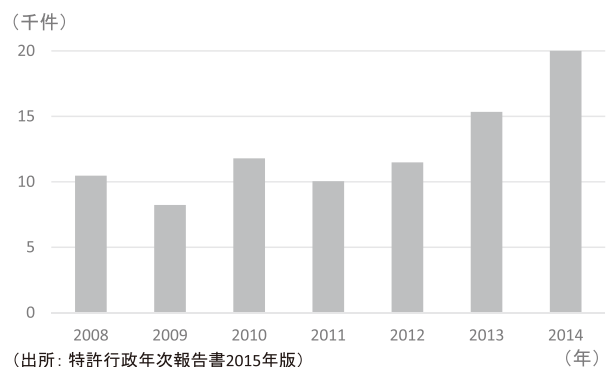
(出所: 特許庁「平成26年知的財産活動調査報告書」)

図4 未利用特許件数の推移

持費用がかかるため、未利用特許の活用は従来から課題となっていたところ、最近のやや急速な未利用特許の積み上がりによりこの問題に改めて注目が集まってきている。

未利用特許の活用といった場合、典型的には外部へのライセンスによる収益獲得が志向される。しかし、ライセンシーを探して、条件を交渉して、契約を締結する、というプロセスには多大な時間とコストを要する²³⁾ため、ある程度大型の案件でなければ継続的に事業活動として取り組むことができず、大量かつ増加を続ける未利用特許の問題を解決する方法にはなりえない。

こうしたなか、特許権の移転登録件数（相続・合併以外）（図5）が過去3年間で倍増していることが注目される。従来、年間10千件前後で推移していたが、2013年には15千件を上回り、2014年には20千件を超えている。もちろん、この中には大企業のグループ再編に伴うもの等実



(出所: 特許庁行政年次報告書2015年版)

図5 特許権移転件数

質的には権利が第三者へ移転していないものも含まれていると想定されるが、統計上の移転登録件数が倍増していることを考えるとそれだけで説明できるとは考えにくく、日本企業による第三者への特許権の売却が増加していることを示唆するものといえる。

(2) 国内の売買事例

国内企業が売主である特許権等の主な売買事例は以下の表13のとおりである。

前記のとおり、統計からは日本企業による特許権の売買の増加が示唆されるが、個別の事例については、ほとんど公表されることがないのが実状である。特に売り手側は、レピュテーション・リスクなども考慮し、基本的にニュースリリース等を出すことはない。そのため、表13は、主に買い手側からの情報開示によっている。また、日本企業が売主となっている案件では、取引金額に関する情報が開示されないことがほとんどであり、海外事例とは対照的である。

以下では、主な案件について簡単な解説を加える。

(3) C社案件：案件2、6及び9

C社はパソコン事業や携帯電話事業の急速な悪化もあって、比較的早くから特許を含む保有資産の売却に取り組んでいた。パソコン事業については、2011年7月にLenovoと統合し、2013年7月にはスマートフォン事業からの撤退を発表していた。

案件2は、C社が保有する液晶パネル関連の特許ポートフォリオを94億5千万円で台湾の鴻海精密工業の子会社（Gold Charm Ltd.）に売却した案件である。日本企業による特許売却案件において取引金額が開示されている珍しい例である。

その後、2014年6月に、鴻海精密工業は譲渡された特許権に基づき米国の関連会社（MiiCs&Partners）を通じて、米国においてI社、F社及びJ社の三社を特許権侵害で提訴した³⁸⁾。

案件6は、C社が保有する携帯電話関連特許3,800件をLenovoに売却したものである。C社は携帯電話事業ごと売却するべくLenovoと交渉していたが、合意することができず特許資産のみの売却となったものである。

表13 特許権等売買事例（国内）

案件	年月	売主	買主	特許等の件数	取引金額	注
1	2012/7	B社	UDC（米）	約1,200	105百万ドル	24)
2	2012/9	C社	Hon Hai（台）	n/a	9,450百万円	25)
3	2013/12	D社	Wi-LAN（加）	約900	n/a	26)
4	2014/1	D社	Inventergy（米）	約500	n/a	27)
5	2014/1	D社	SISVEL（伊）	n/a	n/a	28)
6	2014/4	C社	Lenovo（中）	3,800	n/a	29)
7	2014/10	D社	Wi-LAN（加）	n/a	n/a	30)
8	2014/10	E社	Wi-LAN（加）	n/a	n/a	31)
9	2014/12	C社	IP Bridge（日）	約200	n/a	32)
10	2015/1	E社	Wi-LAN（加）	n/a	n/a	33)
11	2015/5	D社	H社	11	n/a	34)
12	2015/6	D社	IP Bridge（日）	n/a	n/a	35)
13	2015/6	F社	Wi-LAN（加）	n/a	n/a	36)
14	2015/9	G社	METIS IP（中）	220	n/a	37)

（出所：報道，各社ニュースリリース等から筆者作成）

案件9は、政府系の(株)IP Bridgeが運営するファンドにC社が保有する半導体関連特許約200件を譲渡した案件である。(株)IP Bridgeでは、基本的に譲渡を受ける際には名目的な対価のみを支払い、その後ロイヤルティ収入が得られた場合には、原権利者と収益を分け合うプロフィット・シェアリングを行っている。

(4) Wi-LAN案件：案件3, 7, 8, 10及び13

これら5件は、カナダのNPEであるWi-LANに対する日本企業による特許ポートフォリオ売却案件である。Wi-LANは、2013年12月にD社と半導体関連の特許ポートフォリオのライセンス運用・管理のために権利の移転を受けたのを皮切りに、2014年10月には再びD社と自動販売機関連の特許移転契約を締結、同月にはE社とも半導体パッケージング関連特許について移転契約を締結した。E社とは更に2015年1月にパワー半導体関連特許についても契約している。直近では、2015年6月にF社とマイクロフォン関連特許について権利移転契約を締結している。

これら5件については、いずれもニュースリリース等では対価が明らかにされていないが、Wi-LANのCEOであるJim Skippen氏は雑誌インタビューにおいて「(これら5件のうち)1件を除いて、対価の支払いはない。売り手が期待する収益を得られるかどうかは、すべて今後の我々のライセンス活動の成否による。」³⁹⁾としており、原則としてプロフィット・シェアリングによるものであることが明かされている。

(5) D社案件：案件3, 4, 5, 7, 11及び12

D社は日本企業のなかで最も積極的に知財の資金化(monetization)に取り組んでいる会社の一つである。

前記Wi-LAN案件のほか、米Inventergy⁴⁰⁾、伊SISVELにも権利移転を実施しているほか、2015年5月には既に撤退していた回路基板製造

に関連する国内外特許11件をH社に売却、同6月には自らも出資している(株)IP Bridgeが運営するファンドに対して、MPEG-4 AVC(H.264)規格標準必須特許を含む特許ポートフォリオを譲渡した⁴¹⁾。これにより、同ファンドはD社に代わって同規格に関するパテント・プールにライセンスとして加盟することとなった。

(6) 日本企業による特許取引の特徴

日本企業において、特許権は基本的に自社の事業を守るためのものであり、第三者への積極的なライセンス供与や権利の売却といったことは想定外であったと考えられる。しかし、残念ながら昨今はカーナビ、DVDプレーヤー、液晶ディスプレイパネルといった様々な製品において日本企業が急速に世界市場シェアを落とす現象、いわゆる「技術で勝って事業で負ける」現象が散見される状況となっている。

そして、このような製品の製造・販売事業からは撤退を余儀なくされるケースも多く、その場合にはそれまでの研究・開発投資や知財獲得投資を自社事業を通じて回収することが困難になってしまう。

これらの投資は、企業会計上は支出時に費用処理されているためバランスシートには載っていないが、その支出金額の大きさを考慮すると企業経営上は間違いなく重要な無形資産であり、その回収・資金化も重要な経営課題である。

有休不動産がバランスシートに載っていれば、当然にその売却による資金化が検討されるように、事業に活用されておらず今後も活用することが見込まれない無形資産を有している場合には、その資金化を検討することは企業経営上当然である。

特許権の第三者への売却を積極的に進めている日本企業は限られているが、技術は時間の経過に応じてその価値が減少するものであるため、売れるものは売れるうちに売る、という迅速な

対応が求められる。

また、オープン・イノベーションの進展から、知的財産部の役割である「事業に必要な知財を整える」ために、外部からの特許権の購入を積極的に行う日本企業も出てきており、今後は買い手としての動向も注目される⁴²⁾。

5. おわりに

ある資産から資金を得る方法としては、大きく分けて「使う」「貸す」「売る」の3通りがある。知的財産においては、「使う」というのは自己の事業での実施、「貸す」というのは第三者へのライセンスを供与によるロイヤルティ収受または第三者にライセンス活動を委託しプロフィット・シェアリングにより収益獲得、「売る」というのは文字通り第三者への売却による資金化となろう。

特許権をはじめとする知的財産は、当初は「使う」目的で取得されるため、資金調達もその目的に沿ってされることとなる。しかし、常に「使う」ことが最も有効な方法であるとは限らない。事業環境の変化に伴って、第三者に「貸し」たり「売った」りすることが最適となる場面も出てくる。

企業価値の源泉が無形資産にシフトしている昨今においては、保有する知的財産を遊ばせることなく有効に活用することが経営上の重要な課題となっている。その場合、「活用」には「使う」「貸す」「売る」の3通りがあることを意識して、知的財産の価値を最大化することが求められる。

注 記

- 1) 経済産業省知的財産政策室「知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用」(2007年11月)第3章 資金調達 45ページ
- 2) 知的財産戦略本部・知的財産による競争力・国

際標準化専門調査会第6回「資料4：今回の論点」(2010年4月12日)

- 3) 日本高压電機(株)は(株)エアウィーヴの親会社である。
- 4) これらの質権についてはいずれも2014(平成26)年10月6日付で債務弁済を原因とする抹消登録がなされている。
- 5) <http://www.howabank.co.jp/corporate/fund/seichoukiban.html>
- 6) 評価会社を担保処分に関与させることにより、処分時の価値を考慮した評価額となることが期待できる。
- 7) China IP News (2014年2月26日)
http://english.sipo.gov.cn/news/official/201402/t20140226_907967.html
- 8) 前掲注2)及び日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所知的財産研部(国家知識産権網, 2012年2月22日)
http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_2172.html
- 9) JETRO北京事務所知的財産研部(国家知識産権網, 2009年8月4日)
http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_1402.html
- 10) <https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/IP-hub-master-plan-launched.html>
- 11) <http://www.ipos.gov.sg/IPforYou/IPforBusinesses/IPFinancingScheme.aspx>
- 12) ここから、評価費用は評価額の4%程度であることがうかがわれる。
- 13) <http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>
- 14) http://www.chibabank.co.jp/news/hojin/2014/0507_01/
- 15) https://www.yamaguchibank.co.jp/portal/news/2014/news_0331.pdf
- 16) <http://chibakogyo-bank.co.jp/other/topics/detail.html?id=18755>
- 17) <http://chizai-kinyu.jp/>
- 18) 2016年1月29日に行われた特許庁・関東経済産業局主催のイベント「知財金融シンポジウム」では、財務省関東財務局が後援に加わるとともに同局理財部長が基調講演を行った。
https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/files/201511_symposium_chizai/flyer.pdf
- 19) 他の構成メンバーにはRIM(現BlackBerry)。

- EMC, Ericsson, Microsoft及びSonyの6社。
- 20) 当初、Kodakは裁判所に提出した書類において特許価値を約26億ドルとしていた。
 - 21) 特許庁「平成25年知的財産活動調査報告書」
 - 22) このうち約48万件は防衛目的に保有している件数とされている。
 - 23) ライセンサー候補との交渉が不調に終われば裁判が避けられない。
 - 24) http://www.fujifilm.co.jp/corporate/news/articleffnr_0675.html
 - 25) http://www.nikkei.com/article/DGXNASDD280PY_Y2A920C1TJ1000/
 - 26) <http://www.wilan.com/news/news-releases/news-release-details/2013/WiLAN-Enters-into-Patent-Agreement-with-Panasonic/default.aspx>
 - 27) <http://www.marketwired.com/press-release/inventergy-inc-quadruples-telecommunications-patent-portfolio-acquiring-5-0-0-patent-assets-nasdaq-eonc-1866296.htm>
 - 28) <http://www.prnewswire.com/news-releases/sisvel-to-launch-new-license-program-based-on-dsl-standard-essential-patents-from-panasonic-239447011.html>
 - 29) <http://news.lenovo.com/news-releases/lenovo-to-buy-mobile-patents-from-nec-corporation.htm>
 - 30) <http://www.wilan.com/news/news-releases/news-release-details/2014/WiLAN-Concludes-Second-Patent-Agreement-With-Panasonic/default.aspx>
 - 31) <http://www.wilan.com/news/news-releases/news-release-details/2014/WiLAN-Subsidiary-Enters-into-Patent-Agreement-with-ROHM-Co-Ltd/default.aspx>
 - 32) <http://ipbridge.co.jp/news/141202-01>
 - 33) <http://www.wilan.com/news/news-releases/news-release-details/2015/WiLAN-and-ROHM-Enter-Second-Patent-Agreement/default.aspx>
 - 34) <http://www.tatsuta.co.jp/ir/uploads/RDOyzIYSTNTwq1433219272.pdf>
 - 35) <http://ipbridge.co.jp/news/%E3%83%91%E3%83%8A%E3%82%BD%E3%83%8B%E3%83%83%E3%82%AF%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%AE%E6%98%A0%E5%83%8F%E5%9C%A7%E7%B8%AE%E6%8A%80%E8%A1%93%E9%96%A2%E9%80%A3%E7%89%B9>
 - 36) <http://www.wilan.com/news/news-releases/news-release-details/2015/WiLAN-Partners-with-Major-Japanese-Company-Funai/default.aspx>
 - 37) http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2015/201509/t20150930_1182597.html
 - 38) <http://www.miicspartners.com/news/Foxconn-Announces-US-Patent-Law-Suits-against-Toshiba-Funai-Mitsubishi.pdf>
 - 39) IAM magazine, Issue 74, P. 20
 - 40) 2016年1月7日、InventergyはD社との特許売買契約の修正を公表した。この修正により、InventergyはD社に対する最低支払保証額17.3百万ドル（未払利息1百万ドルを含む）の債務を解消し、今後は譲渡特許から発生する収益に応じた支払を行うこととされた（SEC登録書類Form 8-K, 2017年1月7日）。
 - 41) 2015年6月、IP Bridgeは2014年にD社から譲渡を受けた特許権に基づき米国においてTCL集団（中国）を特許権侵害で提訴した。
http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_5745.html
 - 42) 2015年第一四半期の米国特許の買い手として、RPX, Intellectual Ventures, Apple, Philipsなどと並んでK社が登場している。
<http://www.richardsonoliver.com/news/2015/4/30/sales-on-the-rise-2015-q1-analysis-of-sales-on-the-brokered-patent-market>
- （Web参照日はすべて2016年2月13日）

（原稿受領日 2015年12月21日）